

『スタンダード二級建築士 2015年版』正誤表

(2015. 2. 24 学芸出版社)

本書の内容に以下の誤りや不十分な表記がございました。ここに訂正させていただきますとともに、誤記がございましたことを深くお詫び申し上げます。

① H25「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正に伴い、法番号や名称が変わりました。

p.146 下段・問題 1 行目

(誤) 特定建築物 → (正) **特定既存耐震不適格建築物**

p.147 本文 9 行目

(誤) 1) 特定建築物の所有者の努力 (耐震改修促進法 6 条)

↓

(正) 1) **特定既存耐震不適格建築物**の所有者の努力 (耐震改修促進法 **14** 条)

p.147 本文 12 行目～

(誤) 2) 特定建築物 (耐震改修促進法 6 条、同令 2、3、4、5 条)

特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他法 6 条各号に掲げる建築物のうち、耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。

↓

(正) 2) **特定既存耐震不適格建築物** (耐震改修促進法 **14** 条、同令 **6、7** 条)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他法 **14** 条各号に掲げる建築物などのうち**政令で定める規模以上の既存耐震不適格建築物 (要安全確認計画記載建築物を除く)**をいう。

p.147 本文 18 行目

(誤) (耐震改修促進法 8 条) → (正) (耐震改修促進法 **17** 条)

p.147 ミニ情報 (下)

(誤) (法 8 条) → (正) (法 **17** 条)

p.147 下段・解答中

(誤) 特定建築物 → (正) **特定既存耐震不適格建築物**

(誤) 耐震改修促進法 6 条 → (正) 耐震改修促進法 **14** 条

(誤) 同令 2 条 → (正) 同令 **6** 条

【解答編】H24-9 15 行目

(誤) (耐震改修促進法 8 条 8 項) → (正) (耐震改修促進法 **17** 条 **10** 項)

② 左官工事

p.260 本文下から 5 行目

(誤) 25mm 以上の場合は… → (正) 25mm **を超える**場合は…

p.261 下段・解答 1

(誤) 25mm 以上の場合は… → (正) 25mm **を超える**場合は…

p.265 下段・解答 4

(誤) 0.9m<sup>2</sup> → (正) **0.09m<sup>2</sup>**